

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 1</p>	<p>次期通常国会提出予定法律案</p> <p>件名・要旨について</p>	<p>平成30年12月6日</p> <p>総務課</p>
<p>1 趣旨</p> <p>次期通常国会に提出が予定される法律案に関する内閣官房からの照会に対し、下記の事項について回答するもの。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 警察法の一部を改正する法律案【総務課】 予算関連法律案</p> <p>警察運営の効率化を図るため、警察庁の組織について、警備局に警備運用部を設置するとともに、中国管区警察局及び四国管区警察局を統合して中国四国管区警察局を設置する等の改正を行うもの。</p> <p>※ 閣議決定希望時期は2月上旬</p> <p>(2) 道路交通法の一部を改正する法律案【交通企画課】</p> <p>最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、自動運転の技術の実用化に対応するための規定の整備を行うほか、携帯電話使用等に対する罰則の強化等を行うもの。</p> <p>※ 閣議決定希望時期は3月上旬</p> <p>3 今後の予定</p> <p>今後、「内閣提出予定法律案等件名・要旨調」として内閣官房より公表予定。</p>		

1 趣旨

犯罪収益移転防止法に基づき、国家公安委員会が毎年、作成・公表するもの。金融機関等の事業者が行う取引がマネー・ローンダリング等に悪用される危険度について記載し、危険度の高い取引には事業者がより注意を払って取引時確認等を行うことにより、犯罪収益対策に活用されるもの。

2 調査書の概要

○ 特定事業者が取り扱う各種「商品・サービス」を評価の対象として、それぞれマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があることを記載した上で、以下の観点別に、危険度を高める取引を記載。

・「取引形態」の観点

非対面取引、現金取引等

・「国・地域」の観点

F A T F 声明により対策の欠陥を指摘されている国・地域

・「顧客の属性」の観点

反社会的勢力（暴力団等）、国際テロリスト（イスラム過激派等）等

○ また、危険度を低下させる取引として、資金の原資が明らかな取引、蓄財性がない又は低い取引等を記載。

3 昨年からの主な変更点

○ 事業者における主体的なマネー・ローンダリング等対策の促進を図るため、事業者において講じた具体的な取組好事例に関する記載を追加。

○ 事業者におけるマネー・ローンダリング等対策に関する具体的な着眼点を提供するため、同事犯の手口に関する記載を追加。

○ 仮想通貨関連事犯、国境を越えて行われるマネー・ローンダリング事犯等、最近における情勢の変化を踏まえた分析を拡充。

公安委員会	子供の性被害防止セミナー	平成30年12月6日
説明資料No. 3	の開催について	少年課

1 概要

警察庁の主催により、子供の性被害防止に取り組む関係機関・団体等がそれぞれの情報・知見を共有し合うことにより、更なる子供の性被害防止対策の推進を図るもの。

2 開催日時

平成30年12月11日（火）午後1時30分から午後6時まで

3 開催場所

三田共用会議所（東京都港区三田）

4 出席者

- ・ 子供の性被害撲滅対策推進協議会構成団体
- ・ 国際機関・団体：国際NGO、外国捜査機関、在京大使館等
- ・ 関係府省庁：児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議
構成員
- ・ 都道府県警察 等

5 発表概要及び発表者

- ・ LINE株式会社における子供の性被害防止に係る取組について
(LINE株式会社)
- ・ 子供に対する暴力撤廃をめぐる国際的な情勢-GPeVACを中心に
(特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン)
- ・ タイ国家警察と日本警察の連携によるタイ王国在住日本人被疑者の
検挙について
(タイ国家警察)
- ・ 子供の性被害防止のための広報啓発活動
(学校法人東海学園高等学校演劇部)
- ・ 日本警察における子供の性被害防止に係る取組について
(警察庁)